

## 「Lアラート」の名称導入に関するQ & A

**Q 1** 今般、どういう理由で「災害情報共有システム（Lアラート）」という名称を用いることとしたのですか？

(A)

- 8月1日に公表した「災害時等の情報伝達の共通基盤の在り方に関する研究会」報告書を受け、「公共情報コモンズ」が新たな発展モデルに進化することを踏まえ、総務省は、国民に分かりやすい名称をという観点から、新たな名称として「災害情報共有システム(Lアラート)」が決定されたことを報道発表しました。

**Q 2** 「災害情報共有システム（Lアラート）」と「公共情報コモンズ」の違いは何ですか？

(A)

- 「Lアラート」は、情報発信ではライフライン等、情報伝達ではサイネージやカーナビ等の新たなサービス事業者を加えた災害時等における情報伝達の一連のシステム全体を指し、従前の公共情報共有基盤に相当します。
- 「公共情報コモンズ」は、情報発信者から発信された情報について、テレビ、ラジオ、ネットをはじめとした多様な情報伝達者に一括配信する公共情報共有基盤のサービス名称です。

**【参考】** 公共情報コモンズサービス利用規約(抄)

[http://www.fmnc.or.jp/commons/download/24\\_rules/document/CMNS-A20-002.pdf](http://www.fmnc.or.jp/commons/download/24_rules/document/CMNS-A20-002.pdf)

(用語の定義)

第2条 サービス規約および前条に定める細則では以下の用語を使用します。

(1) 公共情報共有基盤

地域住民に有用な公共情報を発信する者とそれを受信し地域住民に伝達する者との間の、効率的な公共情報の流通を実現するための基盤。

(2) 公共情報コモンズ

財団が実施する公共情報共有基盤のサービス名称。

**Q 3** 「Lアラート」の名称導入により、これまでに公共情報コモンズに参加している情報発信者や情報伝達者等のサービス利用者に何らかの対応が発生しますか？

(A)

- 「Lアラート」の名称導入により、情報発信者や情報伝達等をはじめとしたサービス利用者に直ちに対応が発生することはありません。

- 当財団といたしましては、今後の「Lアラート」の名称導入への対応について、2015年度以降に締結することとなる利用契約等の見直しの可否を含め、2014年度中に運営諮問委員会における検討を経て決定していく予定です。

**Q 4 地方自治体をはじめとするサービス利用者が、報道発表等に際して「Lアラート」の名称の早期利用を希望する場合、どのようにすればよいのですか？**

(A)

- Q3の回答のとおり、今後の「Lアラート」の名称導入への対応について、2014年度中に運営諮問委員会における検討を経て決定していく予定です。
- ただし、それまでの間に、地方自治体をはじめとするサービス利用者が、「Lアラート」の早期普及に向けて、その名称利用を希望する場合には、「Lアラート(公共情報コモンズ)」と併記いただくようお願いいたします。